

香芝市上下水道事業告示第 9号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき下記のとおり公示します。

なお、関係図書は令和3年10月1日から10月15日まで、香芝市上下水道部下水道課に備え置いて公衆の縦覧に供します。

令和3年10月1日

香芝市上下水道事業の管理者の権限を行う市長
香芝市長 福岡憲宏

1 公共下水道の供用開始及び下水の処理を開始する年月日

令和3年10月18日

2 公共下水道の供用開始及び下水の処理を開始する区域

畑2丁目地区の一部、狐井の一部、別所地区の一部、上中地区の一部、逢坂6丁目地区の一部
畑3丁目地区の一部

3 供用開始する排水施設の位置

(1) 畑2丁目地区

枝線

管路番号	起点	終点
—	畑2丁目1486-1	畑2丁目971-1

(2) 狐井地区

枝線

管路番号	起点	終点
—	狐井79-1	狐井79-1

(3) 別所地区

枝線

管路番号	起点	終点
—	別所240-2	別所228-2

(4) 上中地区

枝線

管路番号	起点	終点
—	上中243-2	上中236-1

(5) 逢坂6丁目地区

枝線

管路番号	起点	終点
—	逢坂6丁目727-1	逢坂6丁目727-1

(6) 畑3丁目地区

枝線

管 路 番 号	起 点	終 点
6 4 6 1 - 1	畑3丁目904-3	畑3丁目901-1

4 供用開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分 流 式

5 終末処理場の位置及び名称
奈良県北葛城郡広陵町大字萱野533番地
奈良県第二浄化センター